

中小企業（特に小規模企業）支援に関する政府への要望事項

1. 総論

「中小企業」と一口にいても「中企業」と「小企業」とでは、規模、資本、従業員数、技術蓄積等で大きな差がある。当然ながら「中小企業」という概念では一くくりににはできない。

日本経済を真に支えているのは小規模企業である。国内大企業がリーマンショック等の世界経済の影響で右往左往する中、小規模企業、特に、自前の技術、ノウハウを持つ小規模企業は独自のプレゼンスをもち続けている。

このような小規模企業が日本経済を根底から支え、その上に中規模企業、大企業というピラミッド構造が成立しているが、このような産業構造を持つ国は、世界広しといえど日本しかない。近似した国にドイツがあるが、中小企業の圧倒的な数（約 400 万社）は他国に例がない。その意味では、日本は非常に豊かな産業構造を持つ国であり、その中には世界でも有数の技術を持つ小規模製造業もある。

中国、韓国、東南アジア諸国の経済発展による影響、日本市場のシュリンクの現状を考慮した場合、国際的価格競争に流されることなく、正確なマーケティングに基づき、産業分野を問わず高価値な「日本品質」を世界に向けて発信することこそが今後の日本国そのもののレーゾンデートルを形成することとなると思われる。

このような観点から、業種を問わず「世界に誇る日本の匠の技」を持つ小規模企業こそを当然ながら政府はより支援すべきである。

しかしながら、このような実情にもかかわらず、中小企業、特に、小規模企業に対して、政府等による実質的、有効的な支援がされていない現状がある。特に、知的財産分野においては、毎年、経済産業省、特許庁においては、施策の中に「中小企業支援」を掲げてはいるが、「痒いところに手が届く」ような支援がされている、とは言いがたい。

この点、知的財産に関する世界的行政を取り纏める WIPO（世界知的所有権機構：国連の専門機関）の国際会議においても、SME（Small & Midium size Enterprise）に関する「知的財産権取得に関する諸費用の低減」は議題になっており、「中小企業支援」は今や世界的な課題となっている。

2. 具体的要望事項

一言で言えば、日本政府には、各小規模企業が抱える現実の課題に応じた実

質的、個別的、実効的な支援を行えるようにしてほしい。支援の観点も、あくまでも「日本経済において果たす小規模企業の役割の重要性と、その重要性に比して小規模企業の体力の小ささ」である。希望する支援には以下のものがある。

① 経営そのものへの支援

- ・「経営」に関する知識のレクチャー、サポート、及び、中小企業支援に強い経営コンサルタントの、国側で費用を低減した形での紹介制度を確立してほしい。
- ・「事業承継」問題に関する個別具体的な相談窓口の設置、及び中小企業の事業承継問題をよく研究した相談員の配備を行ってほしい。
- ・「事業承継」問題に強い税理士、弁護士等の専門家の、費用を低減した形での紹介制度の確立を行ってほしい。

☆ 理由：

小規模企業の経営者は、経営ノウハウに関する知識に乏しい場合が多く、仕事に追われ学習する時間もないのが実情である。

また、「事業承継問題」は小規模企業にとって非常に切実な問題である。

優秀な技術を持ちつつも、次世代へ承継されずに事業が消滅することも多々あるが、これは国家的損失である。次世代にとって魅力があるように写る小規模企業を日本中に作り出すことは、今後の日本の国策の観点からしても政府の責任である。

② 技術開発支援

- ・各小規模企業が、夫々の分野、業態に応じた新技術開発を行いやすいような技術指導、技術紹介のスキームを作してほしい。

☆ 理由：「下請け」業態から「自立」企業へ発展するためには是非とも必要である。

③ 財政的支援

- ・①及び②に連動した低金利融資制度・補助金制度の確立を行ってほしい。
- ・②に関連し、創出した技術、ノウハウ保護のための知的財産権取得、紛争解決に要する費用に関する、適切な補助金制度・助成金制度を確立してほしい。

☆ 理由：

現状の各地方公共団体による助成制度（国内）では費用額が低い。